

献上されなかつた佐伯文庫本の行方・続

—『日本現在稀見元明文集考証与提要』について—

大塚 秀高*

まえがき

筆者の近年の研究テーマのひとつに、佐伯文庫本の研究がある。佐伯文庫本とは、江戸時代に、現在の大分県にあった佐伯藩毛利家の所蔵となり、その後そのおよそ半分が江戸幕府に献上され、残る半分が明治維新後に散逸した漢籍の総称である。筆者の研究は、そのユニオンカタログを作り、現存本については、その所蔵機関などについても明記しようというものである。

研究にあたっての重要な標となるのが、佐伯文庫関係の書目と、先輩研究者・ライブラリアンの残してくれた各所蔵機関の蔵書目録である。前者については、別の機会にすでに論じたから、ここでは論じない。後者の各所蔵機関の蔵書目録のなかには、誤りや漏れが皆無というわけではないが、当該漢籍が佐伯文庫本であることを明記してくれているものがあり、筆者の研究を大いに援けてくれる。しかし、その錯誤や遺漏を訂補しようとすると、途端に多大な困難に逢着することになる。

そもそも、当該書が佐伯文庫本であると否との最終確認は、そこに捺されている蔵書印によらざるをえない。ということは、原本

(写真本・影印本でもさしつかえないが)を見て、その有無を確認しなければならないということになる。しかし、閲覧図書館である以上に保存図書館の性格の濃い、佐伯文庫本を現在所蔵する諸機関で、傍目には無方針に見える図書の閲覧を続けることは、はなはだ困難といわざるをえない。書庫にいれていただき、悉皆調査ができるれば、本研究は一気に長足の進歩を遂げられる。それはわかっている。筆者がわかっているのみならず、筆者の要望を断られるライブラリアンの方々もわかっているらっしゃる。しかし、制度上、部外者の書庫への立ち入りは許可できない。かくて筆者のいらだちはますますつのるのであるが、それについてはもう多弁を労すまい。そんなおり、このいらだちをいささかなりとも鎮めてくれるのが、先輩研究者による善本提要の存在である。

先輩研究者は、それぞれの目的により、自身複数の所蔵機関を訪れ、そこで閲覧した善本につき提要をつくり、それを公表している。こうした善本提要のなかには、そこに捺されている蔵書印まで丁寧に記録しているものがある。そこに「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」あるいは「佐伯文庫」の印が捺されている旨の記述があれば、それを即佐伯文庫本

*おおつか・ひでたか、埼玉大学教養学部教授、中国文学

と認定することが可能なわけである。もちろん、その記述を全面的に信用するのは危険であり、可能な限り自身でそれを追認すべきであることは言うまでもない。その一例として、つい最近刊行された『日本現在稀見元明文集考証与提要』を取り上げたい。

『日本現在稀見元明文集考証与提要』は、黄仁生の手になるもので、2004年8月に岳麓書社から出版された。巻頭に「本書為教育部留学回国人員科研基金項目成果」とあるように、著者黄仁生は、2000年10月から2001年9月までの一年間、早稲田大学で訪問学者としてすごし、その間、山根幸夫氏と相談の上、日本のみに蔵される元明の詩文集を、内閣文庫・宮内庁書陵部・東洋文庫・静嘉堂文庫・尊經閣文庫などに尋ね、提要を書き留められた。その中に、筆者未知の佐伯文庫本の発見かと心ときめかせる記載が三箇所あった。以下に、筆者が自ら当該機関を訪ね、その記載を確認した結果を記すことにしたい。

一 吳澄【臨川吳文正公草廬先生集一百卷外集三卷附錄一卷】

上記の書に関する『日本現在稀見元明文集考証与提要』の冒頭の記載を以下に引こう。

明永樂間刊正統間補刻本、宮内庁書陵部藏。二十二冊（24.7×16.7），每半葉十五行，行二十八九字不等，有欄，注文双行，版框22.0×14.4，四周双辺，版心上下黑口，单黑魚尾。封面題“吳草廬集”，乃後人手書。卷内有“佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印”、“徳藩藏書”、“大春庵”、“図書寮印”等鈐印，知是書原為九州佐伯藩第八代藩主毛利高標（1755—1801）旧藏，至文政十一年（1828），由其

孫毛利高翰献給幕府，後歸入皇家收藏。

この記載の通りなら、この『臨川吳文正公草廬先生集』は佐伯文庫本に相違ないことになる。幕府に献上された佐伯文庫本は、明治維新後内閣文庫に継承された。内閣文庫はその後の明治二十四年に、永久保存を目的に、所蔵図書のうち選りすぐりの善本約三万冊を宮内省に移管したが、そのなかには佐伯文庫本も含まれていた。したがって、『臨川吳文正公草廬先生集』が佐伯文庫本である可能性は、否定できない。佐伯文庫本を著録した書目にも、それとおぼしい書名が著録されている。だが、宮内庁書陵部の漢籍の善本を、その蔵書印を含め著録した『図書寮漢籍善本書目』（文求堂、昭和六年九月）の当該書の記載に「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」への言及はなく、戦後に出版された宮内庁書陵部所蔵の和漢書の目録である『和漢図書分類目録』（宮内庁書陵部、昭和二十六年三月）、善本を解題した『図書寮典籍解題漢籍篇』（図書寮編、大蔵省印刷局、昭和三十五年三月発行、昭和三十六年十一月発売）のいずれにも、この点に関する言及はなかった。

そもそも、佐伯文庫には『吳文正公集』なる漢籍が二部蔵されていた。「吳文正公集 五十三卷 十六冊」と「吳文正公集 五十三卷 四十八冊」である。このうちの十六冊本については、つとに内閣文庫所蔵が確認されていた。以下に『改訂内閣文庫漢籍分類目録』（内閣文庫、昭和四十六年三月）の記載を引こう。

臨川吳文正公集（淳祐九—元祐元）四九卷外集三卷首一卷臨川吳文正公年譜一卷

元吳澄（年）明危素編 明成化二〇

序刊 毛一六 集一五 一

この『呉文正公集』には、確かに「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」の蔵書印が捺されている。したがって、これが佐伯文庫本であることに問題はない。問題は二番目の四十八冊本であるが、これは『以呂波分書目』の「文政十年丁亥九月公儀献上本一同江戸差出江戸ニ留ル部」の、下記のごとき記載により、幕府へ献上すべく一度は江戸の藩邸まで運ばれたが、結局献上されず藩元にもどった、と推定されてきた。

旧長三十 十九 呉文正公集 天保未
五月江戸ヨリ下ル 四包四十八本

ただし、四十八冊本のその後の消息については、一切不明となっていた。通常「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」の蔵書印は、献上本のみに捺され、非献上本には捺されないのだが、上記のごとき事情を勘案すれば、その存在も矛盾ではなくなる。事実、現在佐伯市立図書館に蔵される、元政上人旧蔵の『後漢書』にも、「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」の蔵書印が捺されていた。したがって、書陵部蔵本に事実「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」の蔵書印が捺されているのなら、その本が佐伯毛利から徳藩徳山毛利に移り、その後宮内庁にはいったと推察することが可能となってくるわけである。そこで、この推察の当否を確かめるべく、宮内庁書陵部に赴き、「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」の蔵書印の有無を確かめることにした。

結論を先にいえば、この『臨川呉文正公草廬先生集』は、佐伯文庫本ではなかつた。「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」の蔵書印が

なかつたからである。これに代わつて捺されていたのが、「明治二十九年改済 德山毛利家蔵書 第三百五十八番共廿二冊」の印であつた。この印と「徳藩蔵書」とをあわせ考へるなら、もともと徳山毛利藩の蔵書であったものが、明治二十九年に宮内庁（当時の宮内省）に入ったのであって、佐伯の毛利藩とはまったく関係がなかつたと見るのが妥当ということになろう（前記のごとく、内閣文庫から佐伯文庫本の一部が宮内省に移管されたのは、明治二十四年であった）。そもそも、佐伯文庫本は五十三巻本であり、書陵部本はあわせて一百四巻であったから、同じものとみるには無理があつた。おそらく、黄仁生は徳山毛利と佐伯毛利の区別がつかなかつた上、手控えに毛利としか書いておかなかつたため、それにもとづき正式な提要を書き下ろす際、ありもしない「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」があつたかのように書いてしまつたのであろう。

二 梁雲構撰【豹陵集十八巻】

上記の書に関する『日本現在稀見元明文集考証与提要』の冒頭の記載を以下に引こう。

明崇禎間刻本、国会図書館蔵。十一冊（25.9×16.6），毎半葉八行、行十八字、有欄、版框19.7×13.3、四周單辺、版心白口、单黑魚尾。卷内有“佐伯藏書”、“東京書籍館明治五年文部省創立”、“明治八年文部省交付”等鈐印、知其原為東京図書館（マ）于明治初創立時所接受的佐伯旧藏、後輾轉歸入日本国会図書館。

「佐伯藏書」の蔵書印についての知見はなかつたし、これまでの調査では、佐伯文庫本に

『豹陵集』十八巻があったという事実は明らかになってはいなかった。だが、佐伯文庫本の一部が明治八年に国会図書館の前身の書籍館（東京書籍館を名乗るのは後のこと）に入藏したことは事実であったし、佐伯文庫には『豹陵二集』が蔵されていたから（現在それは内閣文庫に蔵されており、黄仁生も『日本現在稀見元明文集考証与提要』に解題を書いている）、「佐伯蔵書」には「佐伯文庫」の誤植ないし誤記の可能性があるかも知れないと考えられた。そもそも「佐伯文庫」の蔵書印は、明治以後に散逸した佐伯文庫本に捺されたものであったから、「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」のそれが捺されている場合より佐伯文庫本の可能性は高かった。

しかし、明治八年ならびに九年に書籍館に移管された旧藩校の蔵書目録である『交付書目』の大分県分に『豹陵集』の書名は見えず、かえって千葉県の「旧佐倉県成徳館」分に「豹陵集 唐本 十一本」が見えたから、「佐伯蔵書」には「佐倉蔵書」の誤りである可能性も排除できなかった。『国立国会図書館漢籍目録』（国立国会図書館、昭和六十二年三月）には蔵書印に関する記載はなかったから、この『豹陵集』についても、国会図書館に出向き、実地に調査することにした。

これも結論は簡単で、「佐伯蔵書」の印はなく、代わって「佐倉蔵書」の印が捺されていたから、論なく佐倉県成徳館の旧蔵書ということになった。ついでに『日本現在稀見元明文集考証与提要』に引かれる序文などを対校したが、誤植が多数見つかった。ただし、この点についていちいちここで言及することはしない。

三 傅汝舟【丁戊山人詩集二十巻（行己外篇上六巻行己外篇六巻吟粵稿一巻喚嘆棄存七巻】

上記の書に関する『日本現在稀見元明文集考証与提要』の冒頭の記載を以下に引こう。

明嘉靖間刻本、内閣文庫蔵。四冊（25.6 × 15.7），每半葉八行，行二十字，有欄，版框 18.2 × 11.7，四周单边，版心白口。是書乃合数集為一帙，書葉微有虫蝕，但仍清晰可辨。封面題“丁戊山人詩集”，乃後人手書。卷内有“大齡”、“江雲渭樹”、“佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印”、“昌平坂学問所”、“浅草文庫”、“日本政府図書”等鈐印，知是書原為林羅山（1538—1657）（マ）旧藏，後為九州佐伯藩第八代藩主毛利高標（1755—1801）收儲，至文政十一年（1828），由其孫毛利高翰獻給幕府，储于幕府官学昌平坂学問所，明治初曾一度藏于浅草文庫，稍後歸入内閣文庫收藏。

先に挙げた『改訂内閣文庫漢籍分類目録』は、その352頁に本書を著録し、その淵源を「江」と表示する。「林羅山（「江雲渭樹」の蔵書印がある）」の旧蔵本であることによる。黄仁生の述べるごとく、林羅山旧蔵書が佐伯文庫に入蔵し、然る後に幕府に献上されたに相違ないから、淵源という点ではこの表記に文句のつけようはない。しかし、佐伯文庫本のユニオンカタログを作るという立場からは、なんとも悩ましい表記といわざるをえない。筆者も今まで本書が佐伯文庫本であろうとは露思わなかった。借覧したところ、確かに「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」の蔵書印が捺されていたから、本書が佐伯文庫本で

あったことに疑問の余地はない。そういえば、佐伯文庫の目録にも「傳丁戊集 八巻 四冊」が著録されていた。しかし、書名のみならず、巻数が大幅に異なっていたから、本書を手にとって調べて見ようとは考えもしなかつた。冊数が同じであり、著者が傳姓であり、書名の丁戊が一致するのであるから、一度はその可能性を考えるべきであったが、そうしなかつたのは極めて遺憾である。

ひるがえって、林羅山（1583—1657）の旧蔵書が佐伯藩に入っているとなれば、「江」と淵源表示されているものの中に、さらに佐伯文庫本がないか調査する必要があることになる。だが、この点については次の課題とせざるをえない。

そもそも、『改訂内閣文庫漢籍分類目録』に見える旧蔵者表示の過誤については、長澤孝三氏による指摘がすでにあった。「『内閣文庫漢籍分類目録』補訂稿」がそれである¹⁾。ただし、それにはこの『丁戊山人詩集』についての言及はなかった。のみならず、その（八）が「昌」の表示は誤りで、「毛」にすべきとする、請求番号 312—302 の『白雲集』には、「佐伯侯毛利高標字培松藏書画之印」の蔵書印が捺されていない（これを含む、すべての内閣文庫所蔵本の『白雲集』に、それは見当たらない）。佐伯文庫本に『白雲集』があつたことは事実である。それは、佐伯文庫関係の書目のいくつかにそれが著録されていることにより、確かめられる。だが、それが『以呂波分書目』にも著録されていることから、幕府に献上されなかつたに相違なく、王重民の『中国善本書提要』に著録される北京図書館（現在の中国国家図書館）所蔵の「白雲集七巻附録一巻」に「佐伯文庫」の印記が見えるとの記載から、それが中国国家図書館に安

住の地を見つけたことはほぼ確かであるから、この指摘は誤りとせざるをえない。もって他山の石とすべきであろう。

[注]

- 1) 「『内閣文庫漢籍分類目録』補訂稿」(七)～(十)、『北の丸』三十二～三十四、三十六号所収。平成 11 年 11 月、12 年 11 月、13 年 11 月、15 年 10 月。なお、(六) 以前は同じ『北の丸』の二十六～三十一号の「餘録」に附載されている。